

令和6年度

東海市水道水質検査計画



令和6年3月

東海市水道事業

## 目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	1
2	水道施設の概要	2
3	採水場所	4
4	水質検査項目及び検査頻度	6
5	水質検査方法	8
6	その他の水質検査	8
7	臨時の水質検査	8
8	水質検査計画及び検査結果の公表	8
9	関係者との連携について	9

別紙 1 給水地点および給水区域図

別表 1-1 水質検査計画表（上野ポンプ場給水区域）

別表 1-2 水質検査計画表（東海ポンプ場給水区域）

別表 1-3 水質検査計画表（加木屋ポンプ場給水区域）

## 1 水質検査計画に関する基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 採水場所

水道法で義務づけられている水道水の検査を配水管末端の給水栓(蛇口の水)で行います。

### (2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

### (3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

## 2 水道施設の概要

### 2-1 給水状況(令和4年度末現在)

給水戸数：52,347戸

給水人口：113,472人

普及率：99.9%

年間配水量：13,279,522m<sup>3</sup>

一日最大配水量：41,742m<sup>3</sup>

一日平均配水量：36,382m<sup>3</sup>

水源種別：県水(浄水)受水

計画一日最大給水量：74,300m<sup>3</sup>

計画給水人口：123,800人

### 2-2 水源の状況及び施設の概要

東海市の水道水は、愛知県営水道から供給される浄水を市内3箇所のポンプ場で受水し給水しています。市北部は上野ポンプ場(東海第2受水点)、中部は東海ポンプ場(東海第4受水点)、また南部は加木屋ポンプ場(東海第3受水点)からそれぞれ市内に給水しています。

表-1に各受水点およびポンプ場の概要、表-2にポンプ場施設の概要を示す。また、別紙-1に受水点および給水区域図、図-1にポンプ場施設のフロー図を示す。

表-1 受水点およびポンプ場の概要

受水点	ポンプ場名称	所在地	1日最大受水量 (R5年度実績)
東海第2受水点	上野ポンプ場	名和町蔵山7-160	10,035 m <sup>3</sup> /日
東海第4受水点	東海ポンプ場	富木島町葭野29-10	21,937 m <sup>3</sup> /日
東海第3受水点	加木屋ポンプ場	加木屋町冬至池4-212	7,643 m <sup>3</sup> /日

表-2 ポンプ場施設概要

ポンプ場	施設概要
上野ポンプ場 (東海第2受水点)	配水能力：16,100 m <sup>3</sup> /日 配水池：3,000 m <sup>3</sup> ×1池、2,000 m <sup>3</sup> ×1池 配水ポンプ：φ200m/m×5.3 m <sup>3</sup> /分×5台 次亜塩素酸注入機：30 cc/分×1台
東海ポンプ場 (東海第4受水点)	配水能力：27,800 m <sup>3</sup> /日 配水池：5,000 m <sup>3</sup> ×1池、6,900 m <sup>3</sup> ×1池 配水ポンプ：φ300m/m×11.0 m <sup>3</sup> /分×5台 次亜塩素酸注入機：70 cc/分×2台
加木屋ポンプ場 (東海第3受水点)	配水能力：14,400 m <sup>3</sup> /日 配水池：2,000 m <sup>3</sup> ×1池、1,750 m <sup>3</sup> ×1池 配水ポンプ：φ200m/m×5.0 m <sup>3</sup> /分×4台 次亜塩素酸注入機：36 cc/分×2台

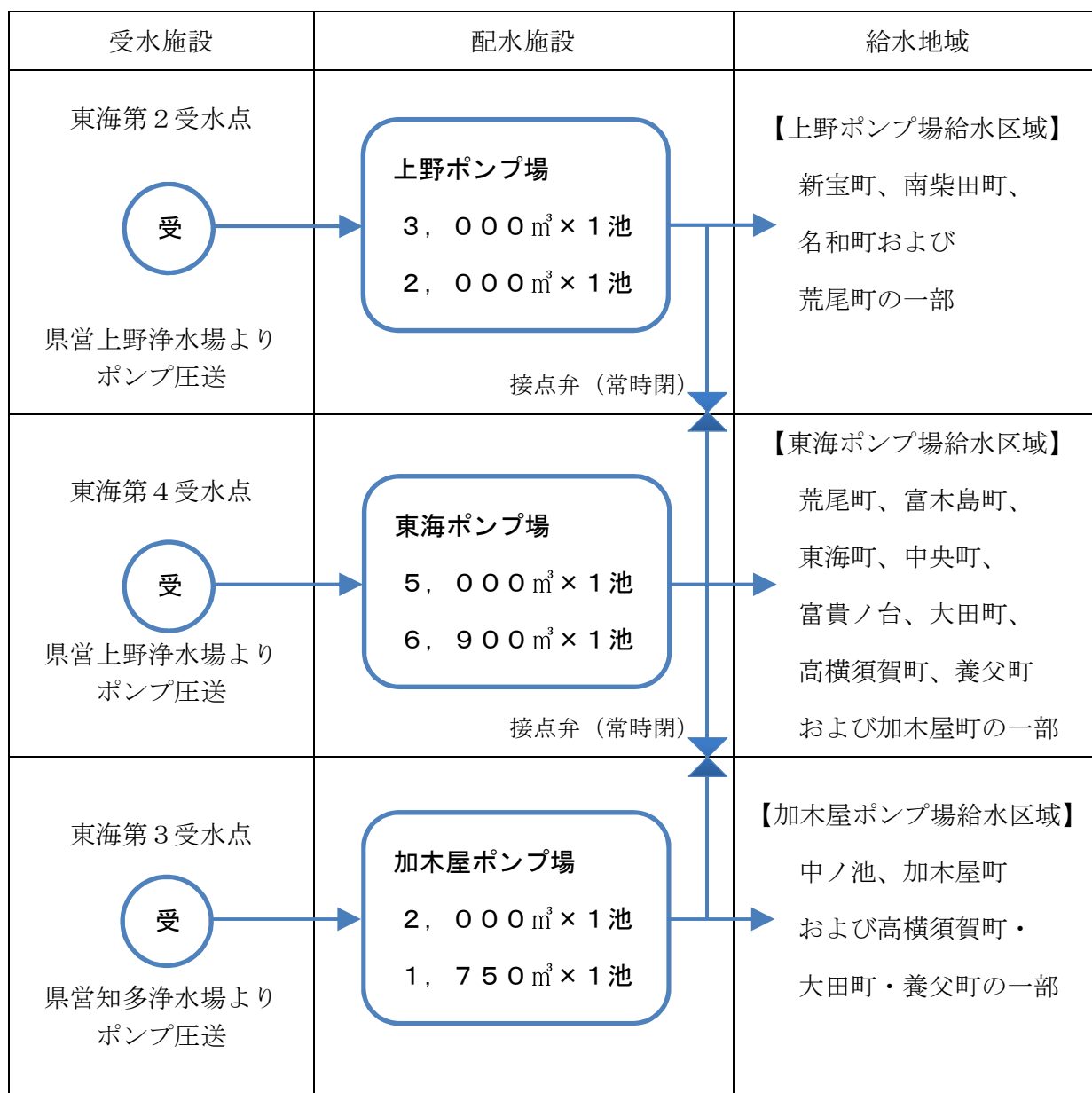


図-1 ポンプ場施設のフロー図

### 3 採水場所

採水は表－3に示す採水場所の給水栓で行います。

表－3 採水場所

給水区域	番号	採水場所	住 所
上野 ポンプ 場給水 区域	1	替地公園	名和町三丁目地内
	2	千鳥健康交流の家	名和町一番割中地内
	3	名和児童館	名和町塚森地内
	4	緑陽小学校末端	名和町石谷地内
	5	平地公園	名和町法秀地内
	6	下名和公民館	名和町岡前地内
	7	聚楽園公園	荒尾町西廻間地内
	8	寢覚の里公園	名和町寢覚地内
	9	高根集会所	名和町西高根地内
	10	浅山ポンプ場	名和町一ノ下地内
	11	渡内公民館	荒尾町朝日出地内
	12	南が丘集会所	荒尾町狐狭間地内
東海 ポンプ 場給水 区域	1	養父児童館	養父町宮山地内
	2	如来山公園	富貴ノ台二丁目地内
	3	みどり保育園	荒尾町寺前地内
	4	公家児童館	高横須賀町浅間地内
	5	向山ちびっこ広場	加木屋町御林地内
	6	木庭保育園	富木島町峰畑地内
	7	浄化センター	元浜町地内
	8	公家緑道	高横須賀町公家地内
	9	東長口集会所	富木島町東長口地内
	10	加家ポンプ場	東海町四丁目地内
	11	流レ公園	中央町六丁目地内
	12	稲葉公園	荒尾町稲葉地内
給水 区域 加木屋 ポンプ 場	1	三ツ池公園	加木屋町栗見坂地内
	2	加木屋児童館	加木屋町仲新田地内
	3	鎌吉良根ちびっこ広場	加木屋町鎌吉良根地内
	4	加木屋運動公園	加木屋町西御嶽地内
	5	大清水集会所	加木屋町小清水地内

加木屋ポンプ場 給水区域	6	加木屋市民館	加木屋町一本木地内
	7	横須賀中学校末端	高横須賀町猫狭間地内
	8	中ノ池公園	中ノ池六丁目地内
	9	東部集会所	加木屋町丑寅海戸地内
	1 0	汐見が丘公園	中ノ池一丁目地内
	1 1	芦池公園	中ノ池四丁目地内
	1 2	島田公園	加木屋町寺ノ前地内

#### 4 水質検査項目及び検査頻度

水質検査項目および検査頻度を表-4に、採水場所における検査項目を表-5に示す。

表-4 検査項目および検査頻度

検査項目	給水区域あたりの検査頻度	市内全域における検査頻度
水質基準項目（9項目）	8回/年	24回/年
水質基準項目（24項目）	3回/年	9回/年
水質基準項目（51項目）	1回/年	3回/年
水質管理目標設定項目（4項目）	1回/年	3回/年

表-5 採水場所における検査項目

給水区域	採水場所		検査項目
上野ポンプ場給水区域	1	替地公園	水質基準項目（9項目）
	2	千鳥健康交流の家	水質基準項目（24項目） 水質管理目標設定項目（4項目）
	3	名和児童館	水質基準項目（9項目）
	4	緑陽小学校末端	水質基準項目（9項目）
	5	平地公園	水質基準項目（9項目）
	6	下名和公民館	水質基準項目（51項目）
	7	聚楽園公園	水質基準項目（9項目）
	8	寢覚の里公園	水質基準項目（9項目）
	9	高根集会所	水質基準項目（24項目）
	10	浅山ポンプ場	水質基準項目（9項目）
	11	渡内公民館	水質基準項目（24項目）
	12	南が丘集会所	水質基準項目（9項目）
東海ポンプ場給水区域	1	養父児童館	水質基準項目（9項目）
	2	如来山公園	水質基準項目（24項目） 水質管理目標設定項目（4項目）
	3	みどり保育園	水質基準項目（9項目）
	4	公家児童館	水質基準項目（9項目）
	5	向山ちびっこ広場	水質基準項目（9項目）
	6	木庭保育園	水質基準項目（51項目）



東海ポンプ場 給水区域	7	浄化センター	水質基準項目（9項目）
	8	公家緑道	水質基準項目（9項目）
	9	東長口集会所	水質基準項目（24項目）
	10	加家ポンプ場	水質基準項目（9項目）
	11	流れ公園	水質基準項目（24項目）
	12	稲葉公園	水質基準項目（9項目）
加木屋ポンプ場給水区域	1	三ツ池公園	水質基準項目（9項目）
	2	加木屋児童館	水質基準項目（24項目） 水質管理目標設定項目（4項目）
	3	鎌吉良根ちびっこ広場	水質基準項目（9項目）
	4	加木屋運動公園	水質基準項目（9項目）
	5	大清水集会所	水質基準項目（9項目）
	6	加木屋市民館	水質基準項目（51項目）
	7	横須賀中学校末端	水質基準項目（9項目）
	8	中ノ池公園	水質基準項目（9項目）
	9	東部集会所	水質基準項目（24項目）
	10	汐見が丘公園	水質基準項目（9項目）
	11	芦池公園	水質基準項目（24項目）
	12	島田公園	水質基準項目（9項目）

上記に基づき、給水区域毎の検査計画表を別表 1-1～1-3 に示す。

## 5 水質検査方法

水質基準項目等の検査は、効率性、合理性の観点から外部機関への委託検査で行います。令和6年度は、株式会社イズミテックに検査を委託します。

## 6 その他の水質検査

残留塩素、色、濁りの3項目について、各ポンプ場と市内3箇所ですべて毎日検査します。

平成31年度より、各ポンプ場の管理運転等を第三者に委託しているため、毎日検査については、委託先であるテスコ株式会社が検査を行います。



検査状況（上野ポンプ場）

## 7 臨時の水質検査

水源や水道施設などで水質に以下のような異常があった場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及び周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事を実施したとき。
- (4) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

### 8-1 水質検査計画

水質検査計画は、年度毎に策定します。策定した水質検査計画は、本市ホームページにて公表します。

### 8-2 水質検査結果

水質検査計画に基づき水質検査を行います。検査結果については、本市ホームページにて公表します。

## 9 関係者との連携について

水質を万全なものとするため、水質汚染事故等が発生した場合、若しくは、発生のおそれがある場合は、必要に応じて国・県の関係機関、近隣市町及び水質検査受託者等と連携し迅速かつ適切な対応を行います。